

財団法人 財務会計基準機構
企業会計基準委員会 御中

「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針(案)」について

社団法人 日本建設業団体連合会
会計・税制委員会 会計専門部会

平成 15 年 4 月 21 日付で当方から提出した下記「『固定資産の減損に係る会計基準の適用指針』の検討状況の整理」への意見のうち、下線部分については今回の案におおむね反映されており、適切と考えられます。

日建連発第 1-2003-025 号
平成 15 年 4 月 21 日

財団法人 財務会計基準機構
企業会計基準委員会 御中

「『固定資産の減損に係る会計基準の適用指針』の検討状況の整理」への意見

社団法人 日本建設業団体連合会
会計・税制委員会

1. 「市場価格の著しい下落」の判断基準として、既に『販売用不動産等の強制評価減の要否の判断に関する監査上の取扱い』においては「時価の著しい下落」の判断基準として原則取得価額の 50%以上下落が生じた場合との規定がある。これとの整合性から、販売用不動産等と同様に 50%以上の下落をもって、「著しい下落」と規定していただきたい。
2. 「営業活動から生じる損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナスである場合」における“継続”とは、『金融商品会計に関する実務指針』においては「2 期以上連続で損失を計上し翌期も損失が見込まれる場合」も回復可能性の判断基準としていることを勘案し、概ね 3 期としていただきたい。
3. 資産のグルーピングについては、実務的には管理会計上の区分等を考慮することとされているが、例えば、建設業では製造業と異なって直接生産に係わる資産が少なく、本社・支店を含めて全体として共用資産の性格が強いので、建設事業、開発事業、その他の事業というセグメント単位でグルーピングすることが、業種の特性に適っていると考える。

以上

以上